

開催年月日 令和4年8月3日（水）
 質問者 日本共産党 宮川 潤 委員
 答弁者 少子高齢化対策監 鈴木 一博
 自立支援担当課長 手塚 和貴

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>一 社会的養護経験者への支援強化について (一) 児童養護施設退所者の大学等進学について 1 進学率について 2020年度に策定された、第二期北海道子どもの貧困対策等推進計画において、児童養護施設退所者の大学等進学率について、目標と進捗状況、併せて比較のため、全道一般の進学率、これらを併せてお示しください。</p> <p>ただ今の質問で、私が大学等と表現したことで、意味が伝わりにくいということがあったと思います。誤解させたことがありますので、この場で明確にさせておきます。大学、短大、専門学校等、高等教育という意味で受け取っていただけますようお願いしておきたいと思います。</p> <p>2 進学率の低い理由と取組について 児童養護施設退所者の進学率の低い理由は何なのか。どういう努力をしてきたのか、何が隘路となっているのか。明らかにしてください。</p> <p>金銭面と孤独感というふうにありましたけれども、どちらも大変なんです。それぞれが大変なんじゃなくて、孤独の中で金銭面に苦勞すること、お金のない中で、かつ、孤独であること、この両方があるから非常に厳しい状況にあると、精神的にも大変な状況に追い込まれているということについてです。是非ご理解いただきたいというふうに思います。</p> <p>3 法的評価について 大学等の進学率が価値の全てではありません。しかし、子どもの可能性を広げるという意味もあり、進学も就職も含めて広い選択肢があるということは重要なことです。憲法第26条第1項の教育を受ける権利、教育基本法第4条の教育の機会均等に照らして、現状について、評価と見解をお示しください。</p>	<p>【自立支援担当課長】 大学等進学率についてであります。第二期北海道子どもの貧困対策推進計画では、令和6年度末における児童養護施設退所者の大学等進学率の目標値を50%と設定しており、その進捗状況といたしましては、前期計画の最終年度であった令和元年度の32.7%から令和3年度の38.5%と5.8ポイント増加しているところでございます。</p> <p>なお、全道一般の進学率といたしましては、令和元年度の71.9%から令和3年度の75.4%と3.5ポイント増加しているところでございます。</p> <p>【自立支援担当課長】 大学等進学率の低い理由と取組についてであります。大学等進学率の低い理由につきましては、親からの支援が得られないといった金銭面での不安や、友人ができないことや周囲からの偏見といった人間関係での不安、一人暮らしの孤独感への不安を抱えることなどが要因として考えられるところでございます。</p> <p>道といたしましては、児童養護施設退所者が進学した後も社会的養護自立支援事業により、経済的な支援や生活相談を通じた精神的なサポートを行うなど、大学等進学率の向上に努めているところでございます。</p> <p>【自立支援担当課長】 現状についての評価等についてでございますが、憲法及び教育基本法では、全ての子どもがひとしく教育を受ける権利を有し、その能力に応じた教育を与えられなければならないとされていることから、退所者の希望を尊重しながら、大学等の進学率を高めていくことは重要であると考えております。</p> <p>そのため、社会的養護が必要な児童に対しましては、自己肯定感を育み、自分らしく生きる力や他者を尊重し共生していく力など、自立して生活していく力を育む養育を提供しながら、就職や進学に役立つ資格取得や講習等の利用を促してまいります。</p> <p>現状では、高校卒業後の進路は、一般に比べ進学</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>再－3 法的評価について</p> <p>私の質問の捉え方が、おそらく違うんだらうと思うんですね。私が質問していることは、憲法第26条第1項の教育を受ける権利、教育基本法第4条の教育の機会均等に照らして、現状の評価と見解という質問なんです。ですから、徐々に上がってきたとかそういうことではないんですよ。</p> <p>答弁で進学率を高めていくことについて重要性について触れられましたけれども、それが、今の答弁が、憲法や教育基本法を踏まえた見解というふうには感じられないんですよ。</p> <p>第二期北海道子どもの貧困対策推進計画では、この計画の中にはっきり書かれているんですけども、2018年度、平成30年度ですね、本道の大学等進学率は70.0%と、今は時期がずれましたので、時間の経過とともに数字は変わったかと思えますけれども、この計画の中では、本道の大学等進学率は70.0%とされています。一方、児童養護施設の子どもの大学等進学率の現況ということで、それも書かれています。27.9%です。これ割り返しますと、児童養護施設の子どもの大学等進学率は、一般の人の進学率と比べるとその4割を切る、そういう状況です。教育の機会均等が図られているかという観点で考えていただきたいんですよ。</p> <p>子どもの貧困対策推進計画では、前文に知事も書いていますけれども、「子どもの生まれ育った環境に左右されることのないように、環境整備と教育の機会均等を図る」としています。進学率を上げるのは重要というのはそのとおりでありますけれども、憲法と教育基本法に照らして、評価と見解を伺っているのでありますから、教育の機会均等が確保されているのかどうかという観点で質問してるんですよ。教育の機会均等を図る上で、児童養護施設の子どもの進学は重大な状況だという認識がありますか。はっきりさせていただきたいと思います。</p> <p>再々－3 法的評価について</p> <p>本人の希望を生かしながらということもありましたけど、4割を切る状況ということを抑えたときに、希望が少ないから、そういう4割を切るような状況になっているとお考えですか。それとも、生まれ育った環境、これが大きく影響してるんじゃないんですか。どちらか一つだと単純に言い切ることができなかつたとしても、4割を切る違いというのは、希望の違いなんですか。どの子も同じような選択肢が用意されているということが整っていない、問題はそこにあるんじゃないんですか。</p> <p>改めて、見解をお聞かせください。</p> <p>再々々－3 法的評価について</p> <p>一般より低いことが課題だとおっしゃいましたね。課題なんです。しかしそれが単なる課題じゃなく、私は、矛盾の集中点だというふうに感じているんですよ。ちょっと比較のために申し上げますが、生活保護世帯に属する子どもの大学進学率は36.7%です。生活保護では、大学に進学すると世帯分離します。つまり、事実上は保護を切られるんですよ。</p>	<p>率は低く、就職する者も多いですが、これまでの養育や支援の取組により、近年、徐々に進学率も高まってきておりまして、進路の選択についても改善が図られてきていると考えております。</p> <p>【自立支援担当課長】</p> <p>現状についての評価等についてでございますが、憲法等では、全ての子どもが教育を受ける権利と教育の機会均等が保障されている中、現状では、未だ一般の進学率に比べ低い状況に留まっていることは課題であると受け止めておりまして、退所者の希望を尊重することを前提としながらも、進学を希望する退所者が進路選択をする上で、養育環境の相違や経済的不安などに影響されることがないように、一層、きめ細かにサポートしていくことが必要と認識しております。</p> <p>今後とも、社会的養護が必要な児童に対しましては、自立して生活していく力を育む養育を提供しながら、進学に役立つ講習等の利用を促すなどしまして、第二期北海道子どもの貧困対策推進計画に定める進学率の目標を達成できるよう取り組んでまいります。</p> <p>【自立支援担当課長】</p> <p>現状についての評価等についてでございますが、現状では、退所者の進学率が、一般の進学率に比べ未だ低い状況に留まっていることは課題であると強く受け止めておりまして、本人の希望を最優先することを前提としながらも、進学を希望する退所者が進路選択をする上で、養育環境の相違や経済的不安などに影響されて、進学を断念するようなことにならないよう、進路に関する相談等も含めた進学等のサポートをより一層、きめ細かに行うなどいたしまして、第二期貧困対策推進計画に定める進学率の目標を着実に達成できるよう取り組んでまいります。</p> <p>【少子高齢化対策監】</p> <p>大学等への進学率に向けた認識についてでございますが、近年、児童養護施設退所者の大学等への進学率は徐々に高まりつつはありますものの、現状では、未だ一般の進学率と比べると、相当低い状況に留まっていることは、大きな課題であるというふう認識しているところでございまして、退所後の進路の選択において進学を志す方々が、学費等の経済</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>4人世帯である場合を想定しますと、1人大学に進学すると、3人分の保護費で4人が生活して、しかも学費を納入しなければならないという状況になるんです。ですから、制度上の問題、私はあえてはつきり言いますよ。制度上の問題があるから、生活保護世帯の大学進学率は低いんですよ。しかし、児童養護施設の子どもの進学率は、それよりまだ低いんですよ。日本で最も厳しい階層と、この点ではね、言えるんじゃないんですか。児童養護施設出身者よりも進学率が低い階層が、もしあるんだったら示していただきたいと思えますけれども、私はないと思えますよ。</p> <p>一番低い状況にあるということは、一般より低いことは課題というのは間違いではないけれど、私はその表現に重大さや深刻さ、矛盾の集中点を受け止めている感覚が感じられないんですよ。進学率を高めていくということ自体が間違いとは言わないけれど、教育の機会均等を実現する上で、最大の課題の一つという認識をお持ちですか。対策監、認識を聞かせてください。</p> <p>【指摘】 この問題はこれで終わりにしますけれども、私は児童養護施設の進学の問題は、進学率の問題であると同時にですね、教育の機会均等、すなわち人権の問題と捉えて、位置づけと取組の転換、抜本的強化が必要であるということについて指摘させていただきたいと思えます。</p> <p>(二) 社会的養護経験者の就職状況について 就労状況、就労形態、正規雇用ですとかパートですとか色々あると思えますけれども、就労状況についてどう把握されてますか。一般の就職状況よりも、正規雇用・正規公務員が少ないなど、比較をお示してください。また、考えられる理由についても述べてください。</p> <p>(三) 社会的養護からの自立後の困難について 児童養護施設退所時など、社会的養護から自立する際に、困難なことがいっせいに起きます。 まず、アパートを借りる保証人がいないということから始まり、働くにしても、雇用契約を結ぶ際の身元引受人がない。携帯電話や、あるいは公的貸付金を借りる、奨学金を借りるという場合の保証人もいない。もし仮に病院で手術を受けるような場合には、その保証人もいない。こういう問題が次々に起きてきます。 さらに、初めての一人暮らしと孤独、誰に何を相談していいかわからない、こういったことが18歳の方にいっせいに襲い掛かってくるんです。 さらに、自立後数年経って、施設など社会的養護者からの連絡が取れなくなる者も多いと伺っています。自立後の困難についてどう認識されていますか。支援を強化し解消すべきではありませんか。ご見解を伺います。</p> <p>(四) 支援コーディネーターについて ただ今、コーディネーターの配置をされているということでご答弁をいただきました。この社会的養</p>	<p>面や生活の不安などから、能力があるにも関わらず希望どおりの選択ができないなどといったことがないよう、今後、一層積極的なサポートに努めてまいります。</p> <p>【自立支援担当課長】 就職状況についてでございますが、施設退所者の就職状況としまして、正規、非正規、福祉的就労につきましては、北海道児童養護施設協議会が調査しておりまして、令和3年度の退所者の正規雇用は56.1%で、一般の正規雇用78.7%に比べ、少ない状況となっております。 その理由といたしましては、児童養護施設退所者の中には、知的障がい等により福祉的就労に就く者の割合が43.9%と多いことなどが考えられます。</p> <p>【自立支援担当課長】 自立後の状況についてでございますが、児童養護施設に入所していた子どもたちが、進学や就職などにより退所した後、食費や家賃などの生活費に困っていたり、悩みごとや保険証など行政の手続について、相談できる相手がいなかったり、様々な理由により、生活に悩みや不安を抱えるケースがあることは承知しております。 このため、道といたしましては、生活が不安定などの理由により、継続して施設で養育を要する場合につきましては、入所措置の延長や身元保証人の確保に加えまして、コーディネーターの配置や医療機関やハローワークへの同行などきめ細かな支援に努めておりますほか、退所後でありましても、出身の児童養護施設などが継続して、生活や仕事の悩みなどの相談に対応しているところでございまして、今後とも、こうした支援を通じまして、退所後の不安や負担の軽減に努めてまいります。</p> <p>【自立支援担当課長】 支援コーディネーターについてでございますが、現在、道内では、退所者の支援計画の作成や就労相</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>護から自立する人の支援を行う支援コーディネーターですけれども、道内に何人いらっしゃって、何人の退所者と関わっているのか。対応すべき業務量に対して人員は充足しているのか。この点の状況を伺います。</p> <p>【指摘】 先ほど、困難なことがいっせいに起きる場合もあるんだということを申し上げました。それで、コーディネーターの方が役割を發揮していただくということは大事なことだと思うんですけどね、北海道で2名というのは、非常に大変だと思いますよ。是非これは強化が必要だということについては指摘させていただきたいと思います。</p> <p>（五）法的改善について 児童福祉法なんですけれども、年齢要件の弾力化を行う方向と伺っております。道と児童養護施設等は、その年齢要件の弾力化をどのように今後生かしていきますか。当事者にとってどのような改善が期待されますか。お考えをうかがいます。</p> <p>（六）今後の取組について 進学の問題、就職の問題、施設からの退所時には、住むところから問題を抱えることなど、孤独を抱えて暮らしていくことなど、問題について取り上げてまいりました。 冒頭にも触れましたけれども、2020年度に策定された第二期北海道子どもの貧困対策推進計画においては、知事は、「子どもの現在および将来がその生まれ育った環境に左右されることなく、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図っていく」としておりますけれども、その実現には課題が多いと言わざるを得ません。 また、憲法第14条、法の下での平等を、社会的養護経験者に対して、生かさなくてはならないというふうに思います。 これらの観点とともに、当事者・関係者の声を十分に聴くこと、必要な予算の確保に向け、対策監の決意をお示しください。</p>	<p>談を行う支援コーディネーターを2名配置しております。 令和3年度の支援計画の策定実績につきましては、148件となってございまして、退所後の状況把握やアセスメントなど、コーディネートの本来業務が滞ることなく、退所者の自立支援に取り組んでいくところでございます。</p> <p>【自立支援担当課長】 年齢要件の弾力化についてでございますが、今般の法改正によりまして、自立支援における年齢要件が弾力化され、都道府県が認めた時点まで支援を実施することが可能とされたところでございますが、その具体的な方針につきましては、今後、国から示されることとされております。 道といたしましては、今後示される国の方針を踏まえつつ、支援対象者の個々の事情を考慮した支援期間の設定など自立支援のあり方につきまして、児童養護施設等と協議しながら、適切に対応していくこととしておりまして、退所に伴う不安や悩みの軽減のほか、他の福祉制度へのつながりができるなど、自立に向けた切れ目ない支援の充実が期待されるところでございます。</p> <p>【少子高齢化対策監】 今後の取組についてでございますが、今般の法改正では、入所措置解除者の実情を把握することや自立支援に係る年齢要件の弾力化、社会的養育経験者の交流拠点の設置などが規定されたところでございます。 道といたしましては、社会的養護経験者が、施設等を退所後も自立して社会生活を送ることができるよう、今後とも、進学や就職等に係る費用の支給や身元保証人の確保、退所後も含めたきめ細かな相談支援など各種施策を継続して進めますとともに、昨日開催されました北海道児童養護施設協議会の関係者に対し、社会的養護経験者の状況把握等に係る協議を行ったほか、退所者からも現状の生活実態と課題について直接意見を聴くなどして、今後の相談体制や支援策の在り方の検討を進め、全ての子どもたちが生まれ育った環境に左右されず、夢や希望を持って成長できる体制の整備に取り組んでまいります。</p>